

# 1. 姉川沿岸土地改良区定款

定款（昭和 27 年 6 月 23 日認可）

## 目次

第1章 総則

第2章 会議

第3章 役員

第4章 経費の分担

第5章 雑則

附則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び許可番号)

**第2条** この土地改良区は、姉川沿岸土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、滋耕第40号である。

**第3条** この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域とする。

(事業)

**第4条** この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良区事業を行う。

(1) 姉川から引水する灌漑施設の維持管理。

(2) 幹線水路の改修。

(3) 土地改良施設の災害復旧事業。

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

(1) 小水力発電事業及び発電施設の維持管理を行う。

3 この土地改良区は、県営土地改良区によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

**第5条** この土地改良区の事務所は滋賀県米原市伊吹に置く。

(公告の方法)

**第6条** この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区に属する市役所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって総代に通知し、又は中日新聞に掲載するものとする。

## 第2章 会議

(総代会)

**第7条** この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

**第8条** 総代の定数は、42人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	米原市伊吹、春照 米原市間田、天満、本市場、池下、市場、朝日、野一色 井之口、小田、夫馬、烏脇、坂口、村居田	27人
第2区	長浜市東上坂、西上坂、千草、相撲庭、今荘、佐野、野 村各町	15人

(選挙人名簿の縦覧)

**第9条** 理事は、総代の任期満了による総選挙にあたっては、その任期満了の前45日から、その他の選挙にあたってはこれを行うべき事由が生じた日以降速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出等)

**第10条** 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は、誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けた時は、その意義の申出を受けた日から3日以内に、その意義の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その意義の申出を正当であると、決定した時は、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申立人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その意義の申出が正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申立人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

**第11条** 総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は1人とする。

(通常総代会の時期)

**第12条** この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議事方法の特例等)

**第13条** 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

**第14条** 経費の収支予算書を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日間以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

**第15条** 総代の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第3章 役員

(役員の数)

**第16条** この土地改良区の役員は、理事14名及び監事4名とする。

(役員選挙)

**第17条** 役員は総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規定で定める。

(理事長)

**第18条** 理事は、理事長1人を互選するものとする。

**第19条** 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

**第20条** この土地改良区の事務は、理事の過半数により決定するものとする。  
ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については理事長の決するところによる。

(監事の職務)

**第21条** 監事は少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

**第22条** 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員は就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項のただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

**第23条** 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動した時は、その職を失う。

## 第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

**第24条** 第4条の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところ、この土地改良区の地域内にある土地の全部につき地積割により賦課する。

(負担金及び分担金)

**第25条** この土地改良区は、法第91条の規定に基づき地区内において施行される土地改良(ほ場整備)事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、前条の規定を準用する。

(賦課徴収の方法)

**第26条** 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法の基準は、総代会で定める。

(特別徴収金)

**第27条** 法第36条の2の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

**第27条の2** この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

(督促)

**第28条** 法第39条の規定に基づく督促は、納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

**第29条** 第24条、第25条、第27条の2の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納し又定期内に履行せず、その滞納の日数に応じて金100円につき、年利率9.3%の延滞金並びに督促状を発した場合は、督促手数料1通につき100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定により、これを減免することができる。

## 第5章 雑則

(係及び委員会)

**第30条** この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係りを置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項の規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

**第31条** 新にこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は1反歩につき金3,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

**第32条** 前項の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭の精算金については第29条の規定を準用する。

(基本財産)

**第33条** この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の配分制限)

**第34条** この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く)のときでなければ、組合員に配分することができない。

(事業年度)

**第35条** この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この定款は、昭和63年4月18日から施行する。
- 2 この定款は、平成15年4月1日 一部改正する。
- 3 この定款は、平成19年4月1日 一部改正する。
- 4 この定款は、平成24年3月21日 一部改正する。
- 5 この定款は、平成27年5月12日 一部追加する。
- 6 この定款は、平成30年9月4日 一部改正する。

受益地別表  
別 表

市町村	大字名	小字名	地域
米原市	伊吹	金撞田、岩淵、広町、滝の前、小岸	一円の田
	春照	蓮部	
	間田	長會、裕、岡東の一部を除く	
	天満	花郷、油里前の一部を除く	
	朝日	沼、畝町の一部を除く	
	村居田	山田・永尾の一部を除く	
	烏脇	山田の一部を除く	
	池下	西街道・長田・中島頭の一部を除く	
	本市場、市場 小田、野一色、 坂口、井之口		
	夫馬	中島の一部	130アール
長浜市	相撲庭町	上山田の一部を除く	一円の田
	佐野町	野畑、佃の一部を除く	
	今荘町	長江、山田、前町、西畑、木原、堀ヶ田、小岸の一部を除く	
	野村町	地藏堂、打越、曾根田、外輪、桑原、血原、松田、竜ヶ原、岸ノ下、岸河原、杉ノ町、上河原、塚町、西光明寺、森ノ西、森ノ前、西畑、敷ノ前、南平、樋ノ口、倉具度の一部	
	東上坂町	稲林、上広田、蔵ノ後、番場、堂前、雨増、小倉、北小倉、七反俣、屋敷地、十一ノ坪、七ノ坪、柿田、カイトヲレ、小金田、石塚、藤原、八田ノ切、外根、廣田、植田、堀田、上高嶋、小弁当、大附、梅ノ木、道根、高嶋、倉ヶ糸、切田、才領、九ノ坪、六ノ坪、五六ノ坪、四ノ坪、一ノ坪、二ノ坪、三ノ坪、楚(そ)う、野神、岡ノ北、岡ノ崎、岩上、毛なし、岡ノ内、岡ノ前、中ノ町、呉竹、小中、阿らけ、正尺、八木田、宮毛	一円の田
	西上坂町、千草町		一円の田

